

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について

「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

共有

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

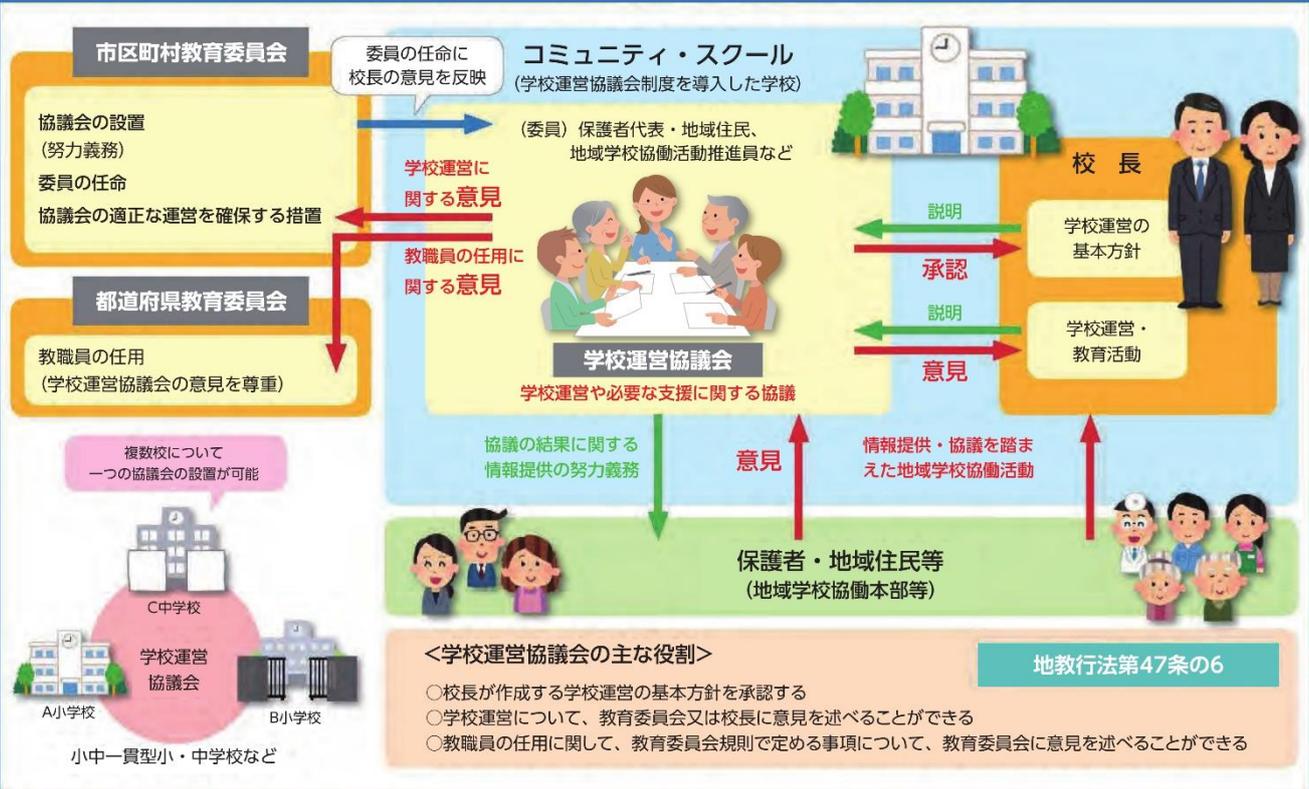
地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる**「地域とともにある学校づくり」への転換**を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクール = **学校運営協議会** を導入した学校

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み



▶▶ コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) に関する法改正 (平成29年4月施行)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者 (地域学校協働活動推進員等) を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることができる
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

令和6年度 松田町コミュニティ・スクール導入説明会

松田町では、令和7年度から小・中学校に「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入します。保護者や教職員、地域住民等の皆さんに「コミュニティ・スクール」についてご理解いただき、円滑に導入できるよう説明会を行います。

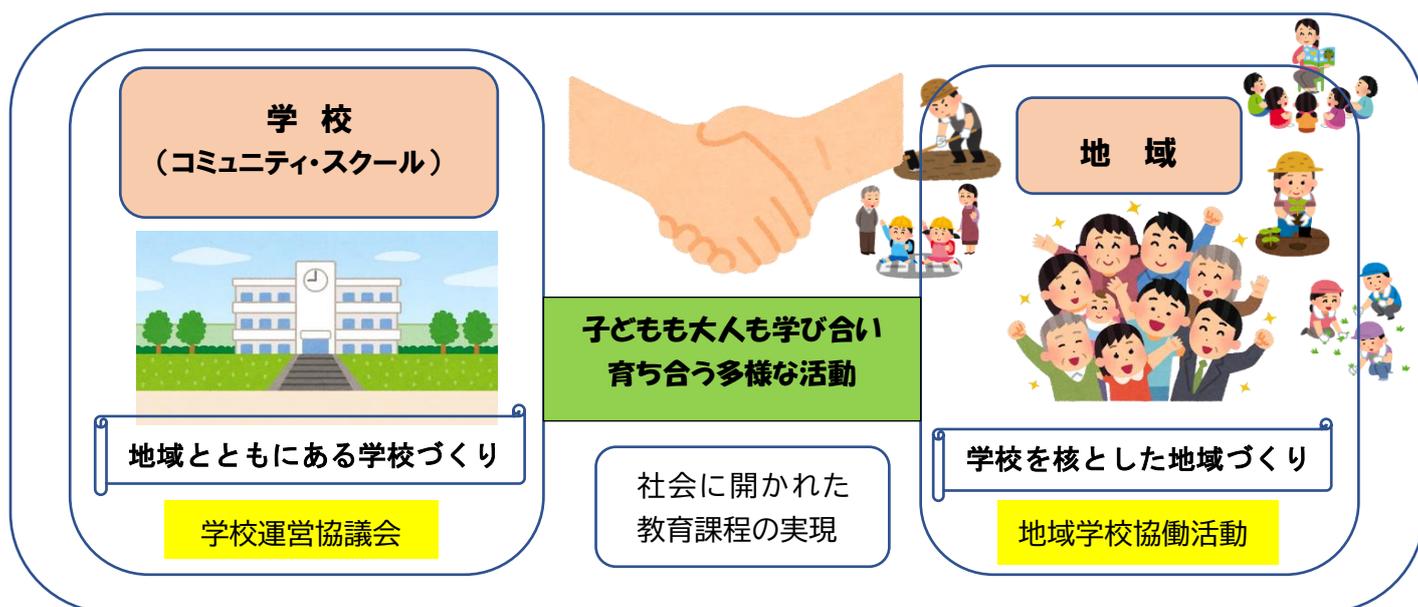
日時・会場

<第1回目> 令和6年8月22日（木）15：00～16：30
松田町立松田中学校 屋内運動場

<第2回目> 令和6年11月17日（日）13：30～15：00
松田町生涯学習センター 1階 展示ホール

内 容

- (1) 開会の言葉
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 松田町がめざすコミュニティ・スクールの導入について
- (4) CSマイスター講演「コミュニティ・スクールについて」
- (5) 質疑応答



お問い合わせ 松田町教育委員会 電話 0465-83-7023(直通)